

鳥羽市全員協議会会議録

平成29年5月8日

○出席議員（14名）

奥村 敦
河村 孝
木下 順一
中世古 泉
浜口 一利
世古 安秀
尾崎 幹

片岡 直博
山本 哲也
井村 行夫
戸上 健
坂倉 広子
橋本 真一郎
坂倉 紀男

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・中村市長
- ・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 濱口 博也
書 記 中山 真緒

次 長 上 村 純
兼 庶務係長
兼 議事係長

(午前10時00分 開会)

○浜口一利議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日ご協議いただきます案件は、お手元に配付いたしてあります事項書のとおりでございます。

まず、協議事項1、本会議で取り扱う人事案件についてであります。

まず、①正副議長立候補についてであります。早速ではございますが、ただいまから正副議長の立候補に移ります。

まず、議長候補者から挙手の上、マイクのスイッチを入れてご発言願います。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 異議なしって。異議なしと言われても。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 なしって。

坂倉議員。

○坂倉紀男議員 ただいま議長より次期議会議長についての自薦、他薦の要請が出ましたので、私のほうから意見を申し上げさせていただきます。

いきなり最初からでございますが、私は現議長、浜口一利氏の続投ということで推薦をさせていただきたいと思っております。現議長は離島に住まいしながらも、早い日にはこちらに、本土に泊まり、そしてまた夜遅い日は娘のところへ厄介になったり、あるいはそちらで泊まったり……

(「関係ないやん」の声あり)

○坂倉紀男議員 あるいは、そういうふうな努力をしておりますんで……

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男議員 いろんな視察対応あるいはイベント、そういったことにもうまくこなしていただいておりますんで、こういったことの積み上げを今後2年間で、またさらに努力していただきたい。よって、推薦をいたします。

以上です。

○浜口一利議長 一応、推薦という言葉はいただいたわけなんですけれども、他に立候補者があるということであれば、立候補お願いしたいと思えますけれども。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(「俺の言うこと聞いてくれへん」の声あり)

○浜口一利議長 ただいま、私を推薦するとの意見をいただきました。何て言おうかな。ちょっと待つて。

ただいま推薦の言葉をいただきました。私も2年間、皆様方のお力をいただいて議長という大役を務めさせ

ていただきました。いろいろ失敗とか反省するべきところもたくさんあったわけなんですけれども、皆様方のお力をいただいて2年間務めさせていただきました。2年間務めて退任する者にとって、やはり決定ではないけれども後を託す人というような思いもあったわけなんですけれども、そのような話の中で私を推薦、もう一回という話が出たということで、本当にそれでいいのかなと思いつつ、考えに考え抜いて再度立候補したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(「もう次、次」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、私の推薦をいただきましたので、ただいまから立候補表明をさせていただきます。一旦進行を副議長とかわります。

(「もう今したやん」の声あり)

(「もうしてもろうたもんで」の声あり)

○浜口一利議長 あれでいいですか。

(「もうあれでいいよ」の声あり)

○浜口一利議長 あれでよろしい。

(「何回も言いたいかな」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、私、立候補ということで、表明は先ほどのことでもいいというようなご意見なんで、そのようにさせていただきます。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、副議長の立候補について行います。

副議長の立候補表明者は、マイクのスイッチを入れてご発言願います。

中世古泉議員。

○中世古 泉議員 私も前期に続き、副議長という重責を担えればということで考えております。よろしく願いいたします。

○浜口一利議長 他にございませんか。

木下議員。

○木下順一議員 私、木下も副議長に立候補をさせていただきたいと思います。

○浜口一利議長 ただいまのところ、中世古議員と木下議員の立候補の表明がございましたけれども、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、立候補いただいた議員の議席番号順に所信表明をお願いしたいと思います。

木下議員。

○木下順一議員 立ったほうがええんかな。

○浜口一利議長 はい。

○木下順一議員 それでは、所信のほうを述べさせていただきたいと思います。

私も10年前になりますけれども議員を志して、回り道もしながらですけれども、この鳥羽市議会のほうへ

また復帰をさせていただき、はや2年という歳月がたったところでございますが、これまでの間、鳥羽市議会は議員各位の努力、それと議会のサポートにより議会基本条例を制定し、市民との対話の場を拡大させ、議員間の討議、これらをできるようにし、また、議員個人の議案賛否の公開など、もう当たり前のこととして議会改革を進めてきたと思っております。今後もこれらの水準を向上させながら、市民との対話、特にこの市民との対話の場づくりというものを私は重点に、より市民に開かれた議会を進めていきたいと思っております。そして、何よりも市民に信頼される議会というものをつくっていかねばならない、このようにも思っております。

いずれにいたしましても、地方自治法の第106条にありますように、副議長職というのは、議長に何かあった場合にその代理をするんだと、そのことを念頭に置きながら精いっぱい頑張っていきたい、このように思っております。議員各位のご賛同を得られますようお願いを申し上げ、簡単ではございますけれども、立候補表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浜口一利議長 続きまして、中世古議員、立候補表明をお願いします。

○中世古 泉議員 前回に続きまして、今回も立候補表明をさせていただきたいと思えます。

私もこの間、還暦という時期を迎えまして、今現在、これからどうすべきか、いろいろと考えることが多くなりました。そこにおいて、これでいいのか、もっと市民にできることはないのか深く考えるべき、当然立場ではありますけれども、それ以上に人としてもっとやるべきこともあるのではないかと、いろいろと考えるという機会がありました。ですから、これからももっともっとよりよい鳥羽市、鳥羽市政というのを考えていくべきやという観点からも、さらにさらに頑張るという自分の中での意思も固まってまいりましたので、前回に続き、今回も副議長という重責を担いたいという意欲は変わりませんので、立候補させていただきました。ぜひ皆様の信任を得るようと思いましたので、ここで発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○浜口一利議長 私のときには質疑を抜かしてしまったんですけれども、尾崎議員のなしという声にも何か、それで行ってしまったんですけれども、ただいま、木下議員と中世古議員、立候補表明いたしました。それについてご質疑があれば発言をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。何かございましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、発言もないようですので、これで正副議長の立候補表明を終了します。

なお、正副議長の選出については、鳥羽市議会の運営に関する基準により本会議において投票で選出することによって申し合わせておりますので、5月15日の本会議で選挙を行い、選出いたします。この方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、次に、選挙の方法について事務局長から説明をさせます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、私のほうから15日の選挙の方法について説明をいたします。

投票につきましては、単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼

に応じて順次投票を願います。また、同姓の場合の票の案分はございません。法定得票数は有効投票の4分の1以上で、最高得票のあった方が当選人となります。なお、同数の場合はくじ引きにより決定をいたします。ただいま立候補表明していただきましたが、議員全員が候補者となります。また、仮に当選者が辞退することであっても、次点の方が繰り上げ当選することはない、再度選挙となりますので、ご承知ください。

以上でございます。

○浜口一利議長 事務局長の説明は終わりましたが、ただいまの説明について質問はございませんね。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 ないようですので、続きまして、この選挙での立会人を2名選出することにつきましては、4月28日の全員協議会において、先に同意いただきましたので、井村議員と一応中世古議員ということで決めていただいたんですけども、これについて局長のほうからちょっと。

○濱口事務局長 先般の全員協議会におきまして、議席順ということで井村議員と中世古議員の選出を承諾いただきましたが、今回、副議長に中世古議員のほう而立候補を表明されたということで、この諮りを立会人としてできませんので、またちょっと順に調整させていただいて立会人にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○浜口一利議長 中世古議員を除いてその次、席順ということかな。

(「議席順です」の声あり)

○浜口一利議長 議席順の方に。

(「まず、はい」の声あり)

○浜口一利議長 そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 誰になるの。戸上さん。

それでは、立会人を井村議員と戸上議員にお願いしたいと思います。そういうことでよろしくお願いをいたします。

次長。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 今、すみません、選挙の順番の関係で、すみません、一応議長を選挙されるということだと、そのときに副議長が議長を、司会進行される形になりますので……

○浜口一利議長 そうか、それもあかんってくるねや。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 副議長の立会人というのもちょっと不都合がございます。ですので、先般28日に決めていただいた井村議員と中世古議員の立会人自体が今回ちょっと不成立という状態になりますので、その後ろへ、はい。ですので、今回の場合だと、戸上議員と坂倉広子議員にお願いしなければいけないと。

(「副議長は前はわかっつたんと違うんか」の声あり)

○浜口一利議長 当然、前は副議長が上へ立つということがわかっておった中でちょっと決めさせていただいたということで、どうもすみませんでした。

それでは、戸上議員と坂倉広子議員、立会人をお願いいたします。

そういうことで次に進めさせていただきます。

②監査委員の選任についてであります。

4月28日の全員協議会において説明いたしましたとおり、5月15日の本会議で市長提出議案ということになりますので、ただいまから選出をいたしたいと思っております。

選出の方法は、指名推選、投票のいずれの方法にいたしますか。推薦か投票ということなんですけれども、今までは……

(「推薦」の声あり)

○浜口一利議長 推薦でよかったと思うんですけれども、推薦でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 ただいま、指名推選との声がありますが、どなたを選出いたしますでしょうか。

世古議員。

○世古安秀議員 監査委員に井村行夫議員を推薦したいというふうに思います。副議長の経歴も生かして、さらに鳥羽市の財政、そして行政の監査をしていただけるものというふうに思います。

以上です。

○浜口一利議長 ただいま、井村議員の推薦ということでございますが、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 ないようでしたら、井村議員を推薦ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、井村行夫議員を議会選出監査委員に選出をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、そういうことで、ただいま選出された井村行夫議員を議会選出監査委員として5月15日の本会議に執行部提案されましたときは、全会一致でご同意をいただくようお願いいたします。

(「ちょっといいですか」の声あり)

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 監査委員に関してちょっと要望がありまして、投資的経費に関してやっぱり外部監査を導入することが望ましい、そう考えています。

○浜口一利議長 建設事業ということやな。

○尾崎 幹議員 投資的経費ですね。やっぱりそれが、うちの場合は予算が決まって実行されるんやけれども、変更、それともう一つまた、いろんな形で変わりますので、そこら辺については、もう外部監査を適用することがやっぱり我が市にとっても必要じゃないかと、そう考えておりますので、そこら辺を検討していただくように。僕が監査やったときも検討します。それは国の指導で一つ入っておりますので、そこら辺を十分議論していただいて、やっぱりきめ細かなチェックをしていただくように要望しておきます。

以上。

○浜口一利議長 そのあたりはしっかり受けとめてお願いしたいと思います。

ただ、外部監査というのは、私の監査委員のときも消防署の造成のところへ行って外部監査を受けているというようなことがありますもので、そのあたりも含めてまた、どのようにまたそれをもう少し推進するかという形で反映されればいいと思いますので、またそのあたりも新しい監査委員の方をお願いしたいと思います。

(「よろしくお願いします」の声あり)

○浜口一利議長 続きまして、③議会運営委員会委員の選任につきましては、4月28日の全員協議会において説明いたしましたとおり、委員6名のうち5名は、総務民生、文教産業、予算決算の常任委員長と議会改革推進特別委員長及び広報広聴委員長が自動的に委員に就任することといたします。また、慣例により議会運営委員長は他の委員長には就任しないことになっていますので、選出の際にはご注意ください。このあたり、よろしいですか。もう当然、議会運営委員長を選ぶということでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、選出の方法は指名推選、投票のいずれの方法にいたしますか。どうでしょうか。推薦でよろしいですか。

(「推薦やったら」の声あり)

○浜口一利議長 ただいま、指名推選との声がありますが、どなたを選出いたしましょうか。

(「ちゃんとやってくれる人」の声あり)

(「せやかてこれ先におまえ、各常任委員会の委員長決めんかったらわからへんやん、誰が残ってくるのか。元来は議長経験者ということやな。違ったか」の声あり)

○浜口一利議長 そういうことです。

ただ、委員長は総務と文教に分かれた中で決めるということでもんで……

(「1期生の人でも委員長が競えるということでもいいのか」の声あり)

○浜口一利議長 ただ……

(「その辺で今までの慣例はどう扱うんか」の声あり)

(「基本条例に載ってへんの」の声あり)

(「ないと思う」の声あり)

○浜口一利議長 やはり議長経験者、そういうあたりは含んだ上で……

(「慣例的にな」の声あり)

(「慣例やな」の声あり)

○浜口一利議長 先にその方を決めれば、総務とか文教の委員長にはもうなれないということですので、先に決めていただければいいと思うんですけども。

(「推薦ないの、この件については」の声あり)

○浜口一利議長 局長。

○濱口事務局長 今回の件につきましては、先般の全員協議会のときに議運の委員長を先に決めてという話がございましたので、ちょっと順番を先に出して審議いただくという形になりましたので。ただ、これも今までの慣例でずっと議長経験者という流れは私も聞いておりますが、その辺はまた皆さんで決めていただいたらというふうに思います。

○浜口一利議長 ただいまの局長の説明どおり、慣例にのっとってということで、議長経験者ということで選出いただければいいと思うんですけども。

井村副議長。

○井村行夫議員 推薦します。世古安秀議員が議長も務めておられますので、議会運営委員長にぜひとも推薦したいというふうに思います。

○浜口一利議長 他に。よろしいですか。ほかに。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 よろしいですか。

(「やめやんといてな」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、今回、世古安秀議員を議会運営委員会委員に選出したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利議長 つきましては、5月15日に各常任委員長と議会改革推進特別委員会及び広報広聴委員会の委員長が決まった後、本会議において議長が議会運営委員会委員を指名することになりますので、ご承知お願います。

それでは、続きまして、④常任委員会委員の選任につきましては、去る4月28日の全員協議会でご説明いたしましたとおり、ただいまから各議員の希望をお聞きした上で調整の上、来る5月15日の本会議において議長が指名することになります。なお、従前の慣例により、議長は総務民生常任委員会に、副議長は文教産業常任委員会に所属していただいております。

それでは、最初に新議員から希望を述べていただき、続いて、現時点の議席順に希望を述べていただくようお願いをしたいと思います。そういうことで、うまく総務と文教に分かれればいいわけなんですけれども、その後は調整をさせていただきますということでもんで……

(「経験をさせやないかん、まず経験を」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、私が名前を呼びますので、希望の委員会を言ってください。

まず、奥村議員、お願いします。

○奥村 敦議員 新人でございますので、なかなか詳細がわからないんですが、どちらかという、総務民生でお願いしたいと思います。

○浜口一利議長 わかりました。

続いて、片岡議員。

○片岡直博議員 引き続き、文教でお願いします。

○浜口一利議長 河村孝議員。

○河村 孝議員 文教でお願いします。

○浜口一利議長 山本議員。

○山本哲也議員 引き続き、文教でお願いします。

○浜口一利議長 木下議員はまだ未定やな。立候補したやつは。結果で。

井村議員。

○井村行夫議員 総務民生でお願いします。

○浜口一利議長 中世古議員も立候補いたしましたので、結果ということで。

戸上議員。

○戸上 健議員 総務にかわります。

○浜口一利議長 私もまた。

(「総務」の声あり)

○浜口一利議長 坂倉広子議員。

○坂倉広子議員 総務でお願いします。

○浜口一利議長 世古議員。

○世古安秀議員 私は文教産業でお願いします。

○浜口一利議長 橋本議員。

○橋本真一郎議員 総務。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 悩むな。

○浜口一利議長 もう文教さ。

○尾崎 幹議員 文教産業。

○浜口一利議長 いやいや、これ調整せなあかん、せやけどな。

坂倉議員。

○坂倉紀男議員 総務。山へ登りたくない人間が条件ということやから。

○浜口一利議長 本音でどうや。

局長、これでどんなふうに分かれましたか。

○濱口事務局長 書いてくれましたんで。

○浜口一利議長 次長、どんなふうに分かれましたか。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 今、総務のほうで奥村、井村、戸上、坂倉広子、橋本、坂倉紀男の6議員がなれまして、1席あいています。それから、文教のほうは片岡、河村、山本、世古、尾崎の5名の議員が入られましたので、2名あきがあります。

今の状態でいきますと、これは仮の話ですが、議長がそのままであれば総務は当てはまりますし、副議長で立候補された方がそのままであればそのまま文教という形でも問題はないのかなというふうに思います。

○浜口一利議長 結果的にはちょうどいいあんばいに分かれたということで、そういうことで、15日の結果ということでお願いしたいと思います。

それでは、今お聞きしました常任委員会委員につきましては、5月15日の本議会において正副議長が選出された後、休憩中の全員協議会において確認し、その後の本会議において、地方自治法第109条の規定により議長が指名をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

⑤鳥羽志勢広域連合議会議員の選任についてでございます。

当広域連合規約第8条において、本市の議会議員から4名を選出することになっていますが、議員辞職により1名欠員となっていることから、今回は議員1名の選出をお願いするものです。

これについても、選出の方法は指名推選、投票のいずれの方法にいたしますか。

誰か、指名ということによろしければ。

世古議員。

○世古安秀議員 坂倉広子議員にしていただければ。クリーンセンターというところ、地元の議員も入ってもらったらいかなというふうに思います。

(「異議なし。決定」の声あり)

○浜口一利議長 ただいま、坂倉広子議員、推薦がございましたが、他になかったら。

(「異議なし」の声あり)

(「広子ちゃんええんか」の声あり)

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 よろしいですか。

○坂倉広子議員 はい。

○浜口一利議長 それでは、坂倉広子議員を推薦ということでございますので、鳥羽志勢広域連合議会議員に選任したいと思います。

ただいま選任されました坂倉広子議員を鳥羽志勢広域連合議会議員として、5月15日の本会議に上程されましたときは、全会一致でご同意いただくようお願いをいたします。よろしく願いいたします。

次に、事項書2、全員協議会で取り扱う人事案件についてであります。

そのうち、①広報広聴委員会委員の選出についてであります。

広報広聴委員会委員の選出については、4月28日の全員協議会において説明いたしましたとおり、本日、各議員の希望をお聞きした上で調整の上、決定するということとなります。

この委員の選任については、鳥羽市議会広報広聴委員会規定により「委員会は委員7名以内をもって構成し、任期は2年とする。委員は、正副議長及び全員協議会から選出された者をもって委員とする」ことになっており、5月15日に決定する正副議長を除く5名の委員を選任していただきます。

これより各議員の希望をお聞きしたいと思います。これについて、立候補を希望する方は、希望者は手を挙げてください。

(「新人さんに」の声あり)

○浜口一利議長 5人。ちょっと名前書いて。その3人は……

(「奥村君は」の声あり)

(「奥村君入れたって。経験せなあかんよ」の声あり)

○浜口一利議長 ただいまのところ4人。

(「やってみな」の声あり)

(「はい」の声あり)

(「これあんた、やっどくとな、選挙に有利やで」の声あり)

○浜口一利議長 ただいまのところ4人なんですけれども、あと一人。

(「世古さん」の声あり)

○浜口一利議長 世古議員。世古さんおってもらわなあかん。

(「ええんかいな」の声あり)

(「自分で言っていたからな」の声あり)

(「ぼけ防止」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 なかったら5人。ただいま挙手をしていただいた5人に決定したいと思います。ありがとうございます。

今お聞きしました広報広聴委員会委員については、5月15日の本会議で正副議長が選挙された後、休憩中の全員協議会において決定いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、事項書3、議席の指定についてであります。

4月28日の全員協議会において説明いたしましたが、会議規則第3条第2項で「一般選挙後、新たに選出された議員の議席は、議長が定める」とありますことから、先月4月の市議会議員補欠選挙で当選となりました奥村議員の座席については、議席番号1番を指定いたします。片岡議員から坂倉紀男議員については、現在の議席番号を一つずつ順送りした議席を指定したいと思います。

具体的に申し上げなくてもいいと思うんですけれども、よろしいですか。言いましょうか。

(「言うて、言うて」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、具体的に申し上げますと、片岡議員は議席番号2番を、河村議員は議席番号3番を、山本議員は議席番号4番を指定するよう順々に進め、坂倉紀男議員を議席番号14番へ指定するものでございます。これについてよろしいですね。

(「はい」の声あり)

(「ロッカーどうしますか、ロッカー」の声あり)

(「ロッカーかえなあかん」の声あり)

(「ロッカーもかえていただきます」の声あり)

(「全員移動」の声あり)

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 ロッカーも移動ということやな。いっぱい入っとんのか。

ロッカーは移動ということでお願いいたします。

よって、議席の指定については、そのようにお願いします。

なお、5月15日の会議の冒頭において現議長が議席の変更を諮りますので、議員の皆様はただいま申し上げた議席番号の席を仮議席として着席していただくようご了承ください。また、その議席が残任期間中の議席番号となりますので、ご承知をお願いします。

局長。

○濱口事務局長 今、議長が言われたとおりなんです、もう奥村議員が1番に座りますので、皆さん順にずれた席でもう15日は座っていただいて、それで議長のほうから指名いただきますので、それでもう本席になるということでご了承、ご承知おきください。

以上です。

○浜口一利議長 次長。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 15日の会議の冒頭で議長が指名していただくとおりなんですけれども、当然その座席番号と議員名を表示する標識棒なんです、一旦伏せて、下げて隠してあります。ですので、議長から議席を諮っていただいて皆さんがご同意いただいたら、ちょっとボタンを押していただければちゃんと登場させていただくということで、ちょっとそこはご協力お願いしたいと思います。一旦下げて、議席が変わるということを前提で一旦伏せておきますので、皆さんはもうきょうご確認いただいた席のところへ、朝一番は仮議席ですけれども一旦かけていただいてということで進めていただきたいと思います。お願いいたします。

○浜口一利議長 その時点でもう名前は変わっておることか。

(「変えてあります」の声あり)

○浜口一利議長 はい。

○尾崎 幹議員 ロッカー。言うてくれたん。

○浜口一利議長 ロッカー移動。移動。

○尾崎 幹議員 番号だけ変えて。

○浜口一利議長 いや、いかんです。もう承認いたしましたので。

ロッカーのほうは順次移動ということでお願いします。

続いて、事項書4、人事案件についてであります。

執行部から説明を求めてということで順次行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○浜口一利議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これからご協議いただきます案件は、事項書4、人事案件についてであります。

今回は、副市長の選任についてですが、人事案件であることから、鳥羽市議会の運営に関する基準により秘密会としてインターネット配信を行いませんので、ご了承願います。

それでは配信を停止してください。

(インターネット配信の停止)

○浜口一利議長 それでは、人事案件、協議事項、副市長の選任について、執行部より説明をお願いします。
中村市長。

(地方自治法第115条による会議録非公開部分)

○浜口一利議長 それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいま執行部から説明のありました人事案件については、5月15日の本会議に追加上程されますので、議員の皆様におかれましては満場一致でご賛同いただきますようお願いをいたします。

執行部、退出をお願いします。

(インターネット配信の再開)

○浜口一利議長 以上で協議事項は全部終わりました。

これで本日の全員協議会を終了いたします。

次回は、来週5月15日月曜日午前10時から本会議を再開し、本日協議しました内容を順次進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

局長のほうから1点、連絡ということで。

○濱口事務局長 すみません。1点だけちょっと追加でお話しさせていただきます。

先般の全協の最後のときに、尾崎議員のほうから随意契約に関する契約事項の議会への説明のことで、いろいろ確認で今後取り上げないといけないという旨の申し出がありました。契約のほうの案件でちょっとコピーを皆さんのお手元に置かせていただきました。ちょっと読ませてもらいます。

議員ということです。なぜ一定金額以上の契約に議会の議決を必要とするのかということで、助言者、契約の締結は本来、執行権に属する事項ですから、長限りで締結できるものですが、地方自治法ではその種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することを議会の権限としていますということで、これをもって鳥羽市も条例を定めています。それが裏のほうのまた資料でございます。

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行についてというところをごらんください。1号のところをごらんください。

地方自治法施行令(以下「政令」という。)別表第1下段に定める金額を都道府県5億円、指定都市3億円、市(指定都市を除く)は1億5,000万円、町村は5,000万円にそれぞれ引き上げるものであることということで、これは平成5年に政令が定められまして、それに基づいて鳥羽市の条例も定められています。

2号のほうを読ませていただきますと、改正政令は公布の日から施行されるものであるもので、各地方公共団体にあつては、地方自治法第96条第1項第5号に基づく条例が改正後の政令第121条の第2第1項及び別表第1に定める基準に適合しないこととなる場合には速やかに条例改正の手続をとるべきものであること。この場合において別表第1に掲げる契約の種類を増加し、または同表に掲げる金額を下回る条例を定めることはできない趣旨のものであることは従来のおりであるので留意することということで、契約行為に関する部分については、条例で議会でいろいろ審議できるのは1億5,000万円というふうにもう定められていますので、それ以下はもう長の執行権という部分になってきます。

実は、それに基づいて近隣の市町村にもちょっと電話等で確認させていただきましたところ、随意契約及び契約議決案件以外の契約事項については説明等は行っていないという回答でありました。ただ、議決案件以外であっても金額に相当な額である場合、また匿名随契である場合など重要と思われる契約については、各課の判断に基づいて説明を行う場合があるということの回答をいただきました。議員各位におきまして注視すべき契約などについてはその都度問題提起をして委員会として取り上げるとかそういった措置、あとは監査に委ね

るという措置を行っているということで回答をいただきました。

結論といたしましては、このような状況でありますことから、契約関係につきましては先ほどの政令で定められている内容を遵守いたしたいと思いますが、重要な案件と思われる随意契約であったり、内容については執行部に説明を求めていきたいというふうに考えておりますし、契約内容に問題があると思われる場合にあっては、その都度議会としてこれをやっぱりちょっともっと説明せえとかいうふうな申し出をして、委員会なり議員各位においていろいろ指摘をしていただくというふうな流れにしたいと思いますが、その報告でいかがでしょうか。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 今言われたように、やっぱり決まっておることやでそれは守らないかんとおもいますが、ただ、僕は文教産業を2年させてもらうて、いろいろな書類の委員長としての提出を求めても、委員会総意かということで出していへんで、いつでもお金出して情報公開条例にのっとって請求しています、いろいろなことを。やっぱり委員長の権限をもうちょっと強うしてもらわな。出してこいという書類を出せへんと言うてくるんですから、執行部は。だって、予算ついて設計段階の設計図面を持ってこいと言うても出せへんと言うんやで、それはおかしくないですか。そこら辺について、こうなるならば、委員長の権限もやっぱり強めていただければそれで問題ないんですけれども。

○浜口一利議長 局長、説明。

○濱口事務局長 今、尾崎議員が委員長としての権限ということで言われましたけれども、議会としては、議会の議長が申し出た資料請求はできます。ただ、委員長の場合でも総意で、皆さんが総意でこの資料をもらおうやということになれば求めることもできますので、そういったちゃんと皆さんの同意の上でそういった資料請求をしようという場合には情報公開しなくても、委員会、議会としての総意ということでしか資料請求ができませんので、あとはもう個人の、先ほど言われた情報公開による資料請求になりますので、やっぱり委員会としての総意と、それプラス議長が、じゃ出してくださいというやっぱり判断が必要となりますので、そこら辺はお含みおきください。

○尾崎 幹議員 新しいことを手がけるときには、やっぱり今までの経験以上の勉強値、スキルを上げやないかんと。そのスキルを上げるための基本としては、やっぱり情報を豊かにするほうがいいですよ、委員会のチェック機構としては、しっかりとした情報のもとでいい悪いを判断していくためには、その委員会の中でもやっぱり温度差があります。わからんよってとか、これは僕はここまででいいんだと、10あるうちの3でいいという人もおれば10必要やという人もおります。その中で委員会で諮っても、いや、それはわからんと言われたら、そこですよね、一番問題なんは。知ることが一番大事なときに知ることができないというような委員会でチェック機構としての役目を果たせるかと。そこをやっぱりちゃんと書類ぐらいい出してほしいと。そこはどうですか、議長。

○浜口一利議長 私は、これまでも委員会の機能を高めることが一番議員力も、力も当然高める部分につながるということで、それは尾崎議員と同じかと思いますが、ただ、委員長の権限を高めるということではなくして、委員会の総意をもって資料の提出とか、そのあたりはやはり合議制ですもんで、そのあたりは委員長の権限をどうのこうのというより、もう少し議論を深めた中で執行部に申し込むというような方法をとって

いただきたいと思ひますし、そのような努力を今後ともお願いしたいと思ひます。この2年間でもそのような思ひで私はいましたもんで、今後ともそのような形が一番ベストではないかと今でも思ひています。ですから、そのあたりは気を長く、委員会の同意を図っていただき、やはり向こうは執行権もありますもので、そのあたりをちゃんとわきまえた中で議会としての力を發揮していただきたいと思ひますので、よろしくご理解をお願いしたいと思ひます。

尾崎議員。

○尾崎 幹議員 ただ、やっぱりわからない方とわかっておる方がもしかおったとしまししょう。せやけど、わかることが大事であって、そのわかることに対して通年議会やでいつも委員長は招集できます。そこで勉強会ということで1年間勉強しようじゃないかと、そういうことを申し入れても通らんと思ひんです。せやけど、市民としたら、市民の立場に立って物事を考えるならば、僕らはやっぱり説明責任も果たさないかんし、知っておって当たり前という市民のやっぱり考え方がありますので情報はやっぱりいただけやな、その都度その都度情報公開条例にのっとり、一つとるのに1万円や2万円要ってくるわけです。そこをやっぱり簡素化してもいいよって、ある程度の主な項目はこちらへ出してきてもらわな。はなからもう、当初予算から随契になっていく流れが鳥羽市はできておるもんで、本来それはおかしい話なんです。

○浜口一利議長 局長。

○濱口事務局長 よくわかります。ですので、先ほどもちょっと言わせてもろうたんですが、やっぱりこれは重要やと思ひ案件につきましては、委員会の総意でこの件についてもっと掘り下げたいもんで、ある程度わかる、出せる資料に基づいてちょっと説明をくれというふうな申し出をしていただければ、そのようなまた委員会で招集開いてもらったらいい話ですので、そこでちょっとまとめていただきたいなというふうな手順をぜひしていただけたらというふうに思ひます。

○浜口一利議長 橋本議員。

○橋本真一郎議員 ちょっと矛盾しておるのと違うかなと思ひけれども、予算決算の委員会では書類の提示をとめたり、書類の提示を求めたり、これは委員長判断でしておるやん、現実的に。せやから、それが総務であれ文教であれ、その書類がその委員会で審議するに当たって必要であれば委員長判断でやっていいことと違うんか。

○浜口一利議長 局長。

○濱口事務局長 皆さんその場合はそろっておりますので、それはその場の皆さんが了解すればそれで、委員長判断でできますので。先ほども僕そのように言わせてもろうたのは、例えば常任委員会の案件であれば、皆さんが同意した上で委員長が求める資料ということで請求しますということでもとまれば、議会としての請求になりますので、それは正当な請求になります。

○浜口一利議長 この議論についてはこれくらいでお願いしたいと思ひます。

ただ……

○尾崎 幹議員 2年間委員長させてもろうて2回請求したんです。わからんところがようけあり過ぎたもんで、ほんだら、委員長の権限で委員会総意かと執行部は言うてきました。それで委員会総意を諮るために委員会を開きました。ほんだらみんなわからんと、委員の答えがわからんということになってきた場合、わかる人はや

っぱり欲しいんですよ。わからん人はもろうてもわからんですよ。だから、そのスキルを上げるためのやっぱり本来の勉強会というんが必要なんか。知らんで済むような問題じゃないわけです、やっぱりお金、税金を使われるわけですから。やっぱり1円でも無駄のないような取り組みをするんが本来私らのチェック機構かなと思うていますので、そこら辺についてはやっぱり議長と相談して、議長権限はあるわけやね。議長は請求できるわけやね。

○浜口一利議長 局長。

○濱口事務局長 議長の権限というのはございません。ですので、皆さんの総意で議長から求めるというのが本来の形ですので、それが委員長がまとめた上で求めるという形になりますので、それが資料調査権とか請求権になりますので、議員個人がこれ出してくれと言うのはもう全く権限はありませんので、それはもう自分の調査としてやる分には資料請求できますけれども、あくまでも議会としての調査権はありますけれども、議員個人の調査としてはやっぱりもう個人で、さっき言われた請求という形になります。

○尾崎 幹議員 いいですよ、それはそれでいいです。ただ、情報公開条例にのっとってとらないかんという事は一般市民と同じ立場になって、議員の立場というんがやっぱりなくなっていくわけでしょう。そこら辺どうですか。

○浜口一利議長 それは。

橋本議員。

○橋本真一郎議員 この資料の請求というのは、14人が14人も個々にやる資料請求もあるわけやんか。これはある意味では全然論外の話やんか。例えばどここの会へ行ったら資料よこせと言うていって、ほんたら当然執行部は出せませんと言うわ。それで情報公開でとってくれという話になるわさ。せやからそれはそれで俺は正解やと思う。ただ、委員会として求める資料はやっぱり委員会の中でちゃんと精査して、それでこの資料は絶対この委員会での議論を深めていくために必要なやということさえ委員会の中で認めてもらうことができたなら、それは委員会の要するに決議事項として委員長請求で当然とったらい話やと思うよ。だから僕は2年間予算決算やってきたけれども、以前は何でもかんでも答弁できへんかったら資料出せ、資料出せ、それでばかみたいな資料が、莫大な資料が全議員に回っておったけれども、僕はもう今のところ、質問した、質問に対してまともな答弁ができなかった、それに対して資料を持っていないんやったら後日資料を出しなさいと。それ以外のものはほとんど資料請求を僕はこの2年間は求めなかったんで、せやからそこは委員会の運営の中で判断していったらいいんと違うか。

○浜口一利議長 この件については、委員長の委員会での指導のもとに合意を求めて資料請求という形が望ましいということでもんで、ただいま橋本議員の言われたような形で今後お願いしたいと思います。これについてはこれで終わります。

以上で協議事項は全部終わりました。

これで全員協議会を終わります。

(午前11時05分 閉会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年5月8日

鳥羽市議会議長 浜 口 一 利